

長 建 協 発 第 474 号
平成 25 年 3 月 12 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設業法で認められる技術又は技能を有する者の的確な確認方法について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法により、営業所における専任の技術者及び監理技術者等の要件については、同法第7条及び第15条により定められておりますが、先般、国家資格者証等を偽造した者が建設業者に雇用され配置技術者になっていた事例が発覚しました。

このため、国土交通省より、こうした事例の再発を防止する観点から、建設業者が配置技術者を新に雇用する際、又は、既に雇用している者の資格を確認する際は、可能な限り資格を証明する証書の原本を確認するよう別添のとおり要請がまいっておりますのでご配慮下さるようお願い申し上げます。